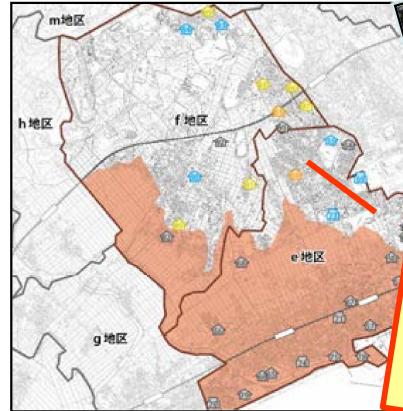


広域巨大災害に備えた 仮設期の住まいづくりガイドライン

～ 南海トラフ巨大地震等に備えた市町村向けのガイドライン～



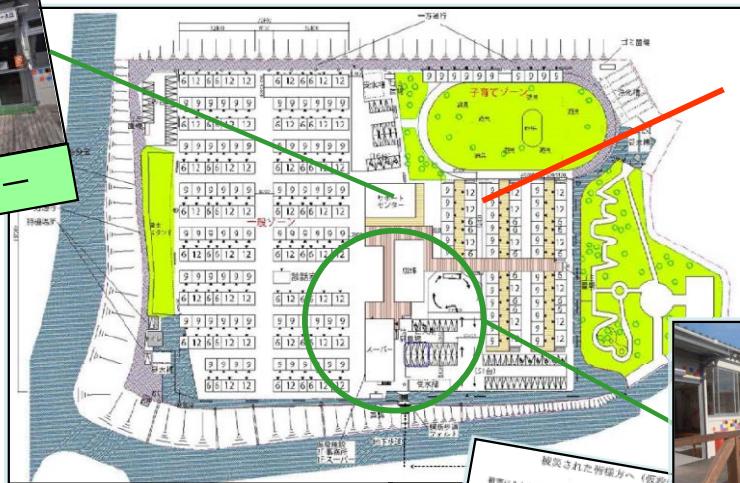
東北のある町では、仮設住宅の建設用地が不足したため、民有地の所有者情報や被災者の避難先等に詳しい地元自治会の協力を得て、用地確保やコミュニティ入居等を進めました。



三重県鈴鹿市では、GISデータを活用し、津波浸水想定域と建設用地の照合・分析等をしたり、航空写真を活用して用地毎に配置計画図を作成するなど、平時の準備を進めています。



サポートセンター



釜石市のある団地では、入居者の生活利便性、福祉医療サービスに考慮し、仮設店舗・スーパー、サポートセンター、診療所、バス停留所を併設しました。



仮設店舗・スーパー
バス停留所

宮古市では、阪神淡路大震災の孤独死等の教訓を踏まえ、従前コミュニティを維持するため抽選によらないコミュニティ入居を行いました。

【仮設住宅整備の4原則】

- ① 地域一括入居
- ② 被災地近接
- ③ ソーシャルミックス
- ④ 通学に配慮



●入居を募集する施設					
施設名	所在地	面積	戸数	入居予定期間	八泊までの空き状況
1. 仮設住宅	南陽	2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
2. 仮設住宅	南陽	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
3. 仮設住宅	野田	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
4. 仮設住宅	野田	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
5. 仮設住宅	南陽	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
6. 仮設住宅	南陽	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
7. 仮設住宅	南陽	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
8. 仮設住宅	南陽	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
9. 仮設住宅	南陽	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
10. 仮設住宅	南陽	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
11. 仮設住宅	南陽	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
12. 仮設住宅	南陽	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
13. 仮設住宅	南陽	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
14. 仮設住宅	南陽	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12月	1戸	1~3ヶ月	30%
合計					
348戸					
※期間: 4月~6月					
※面積: 108・218m ²					

釜石市では、被災者の不安解消や入居希望場所のミスマッチを防ぐため、仮設住宅等がどの地区にどれくらい、いつ頃入居できそうかなど、発災直後から広報を積極的に行いました。



国土交通省 中部地方整備局

■ 仮設期の住まいに係る東日本大震災の教訓

1. 広域巨大災害、甚大な津波被害

- ・行政機能・職員等の被災や小規模自治体支援への対応(技術職員の不足等)
- ・**広域避難への対応**(被災者情報の共有と被災者への情報提供・支援)
- ・**民賃仮設が大量供給されたが、課題も**(コミュニティ形成や契約等の膨大な事務等)
- ・**仮設期の長期化への対応**(生活コミュニティ・高齢者等への配慮)

2. 建設仮設の用地確保

- ・甚大な津波被害を想定していない**建設候補地は、浸水により多くが役にたたず**
- ・リアス式海岸は**平地が少なく、造成・インフラ整備が必要な民有地も活用し、完成までに時間**
- ・**従前居住地から離れた地域の団地は、応募が少なく、空室も発生**
- ・自治会等の連携により、用地確保やコミュニティ括入居を進めた地域も

3. コミュニティ等に配慮した団地の配置計画、建設等

- ・周辺に生活・福祉施設が無く、長期化に備えて**仮設店舗やサポートセンター等を併設**した事例も
- ・地元事業者による木造仮設住宅等も供給され、供給不足対応及び地域産業・雇用に貢献
- ・市町村発注も行われ、長期利用、恒久住宅への転用を意識した事例も

4. 建設仮設の入居等

- ・被災者への建設設計画等の情報不足からくる**入居のミスマッチ**が生じた
- ・コミュニティの維持形成に配慮し、**抽選によらないコミュニティ括入居**が行われた例も

(参考)東日本大震災の被災市町村の対応概要等

被害の大きい市町村では、仮設期の住まいに関連し、様々な対応が同時発生的に求められました。

	仙台市	石巻市	南三陸町	宮古市	釜石市	陸前高田市
被災前人口	1,045,986	160,826	17,429	59,430	39,574	23,300
全壊・半壊住家	133,619	33,378	3,311	4,675	3,648	3,341
民賃仮設戸数	8,905戸	4,476戸	53戸	585戸	4,476戸	125戸
建設仮設戸数	1,523戸	7,297戸	2,195戸	2,010戸	3,164戸	2,168戸
団地数	19団地	131団地	58団地	62団地	50団地	53団地
民有地の割合(団地数)	なし	37.4% (49/131)	63.8% (37/58)	25.8% (16/62)	60.0% (30/50)	62.3% (33/53)

仮設期の住まいづくりに係る市町村の業務(石巻市)



※応急仮設住宅着工・完成状況(県・市町村別)H24年9月3日現在。(国土交通省)による

■ ガイドラインの目的

- 本ガイドラインは、南海トラフ巨大地震等の広域巨大災害に備え、仮設期の住まいづくりにおいて、発災時に何を考えどう対応すべきか、平時において何を準備すべきかについて、基本的な視点・戦略や対応の概要、流れ、留意点等について整理し、実務を担う中部市町村職員向けにまとめた。

■ ガイドライン本編の構成

はじめに

- I 仮設期の住まいとは
- II ガイドラインの前提条件、対象範囲等
- III 仮設期の住まいづくりの基本的な視点、戦略、留意点
- IV 仮設期の住まいづくりの対応とポイント(発災時/平時)
- V その他の仮設期の住まいと復興に向けた準備
- VI 平時における備えの進め方～段階的かつ着実に～



遠野市の木造仮設住宅
希望の郷〔絆〕

■ ガイドラインの特徴

● 市町村担当者向けの実務書としてのガイドライン

- ・東日本大震災や阪神・淡路大震災等の被災自治体の対応事例や教訓を記載
- ・被災市町村が実際に使用した資料を掲載(入居申込書、各種契約書、広報掲載文等)
- ・厚生労働省・日本赤十字社の「応急仮設住宅設置に関するガイドライン(H20.6)」等についても、項目毎に関連箇所を掲載。

■ ガイドラインの基本的な視点と戦略

基本的な視点

- 広域巨大災害では、仮設期の長期化を想定
⇒ コミュニティや高齢者等への配慮必要
- 早期の復興を意識して仮設期も対応
⇒ 本設住宅への移行を意識
⇒ 既存ストックを最大限に活用
(公営住宅、民間賃貸住宅等)
- 災害は想定通りには起きない
⇒ 柔軟な対応ができるように準備
(建設候補地の敷地情報整理、優先順位づけ等)

戦略

- 市町村の被害特性や地域特性を踏まえた的確な戦略を立て、取り組む。
- 中心となる仮設期の住まいの設定
⇒ 民賃仮設中心か？建設仮設の大量供与か？
⇒ 近隣市町村への用地確保の協力要請必要か？等
- 地域ごとの供給の必要性、可能性の整理
⇒ 被災特性(津波 or 地震動)、活用可能な民賃ストックや用地 等を踏まえ方針を設定 等

■ 平時における備えの進め方～段階的かつ着実に～

人員・予算の制約等から、全てを一度に実施することが困難な場合でも、段階的に必要な作業を進めて行くことが重要です。

ステップアップのイメージ

以下はイメージ。各市町村において、その実情に応じて、段階及び作業内容を設定し、計画的に進める必要がある。

《第1段階》
・地域特性を踏まえた戦略を設定し、市町村の役割を確認し、体制を整える。
・被害想定から建設仮設等の**必要戸数を把握し、建設用地の確保**を行う。
・**建設用地毎の情報を整理しリストを作成**する。

《第2段階》
・建設用地の**地域・地区別の過不足確認**し、民有地等の更なる確保を行う。
・**団地毎に配置計画図の作成**を行う。
・コミュニティに配慮した入居方法の検討、第一期発注団地の設定等を行う。

《第3段階》
・団地特性を踏まえ、**福祉機能等の併設が必要な拠点団地の設定**を行い、
　コミュニティに配慮したモデル配置計画図の作成を行う。
・**地元自治会や関係機関との協議**や検討、各種書類や様式の準備等を行う。

《 第3段階後も、震災対応力の維持・向上を図る 》

- ・職員の異動に備え、マニュアル策定及び継続的な研修・訓練等を実施する。
- ・モデル地区等で、地域住民等とともに、仮設期の住まいづくり等について検討する。

■ ガイドライン関係資料

● 概要版

※ガイドラインの策定経緯・概要、中部ブロック、中部各県・市町村の取組概要等

● ガイドライン本編

● 別冊資料編

● 参考1 ケーススタディ「用地確保等に係る平時の準備

～中部A市をモデルケースに～」

● 参考2 「仮設期の住まいづくりに関する中部市町村アンケート調査結果 (H24.8.)」

中部地方整備局ホームページにて公表 (H25.2.27)

https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/guidelines.htm

【問合せ先】

国土交通省 中部地方整備局 建政部 住宅整備課 TEL 052-953-8574
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館